

栃木県後期高齢者医療広域連合における 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日
栃木県後期高齢者医療広域連合長

栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

広域連合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局長、事務局次長、全課長を構成員とした特定事業主行動計画策定・推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、広域連合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事項について分析を行った結果、次のとおり目標を設定し、女性のさらなる活躍を推進するための取組を実施する。

1 超過勤務時間数の削減

目標

令和7年度末までに、職員一人あたりの年間超過勤務時間を200時間以下にする。

【令和元年度実績217.7時間】

〈取組内容〉

- ・毎年度末に、翌年度の超過勤務目安時間を設定する。
- ・超過勤務の事前命令を徹底し、計画的に勤怠管理を行う。
- ・各課長は、配属職員に毎週水曜日のノー残業デーを徹底させるため、積極的な声かけ等を行い、定時退庁を促す。
- ・超過勤務時間が多く発生している職員がいる場合は、各職員の業務量の平準化

や職員配置の変更などを行い、仕事量の分散を図る。

- ・業務について定期的に見直しを行い、事務処理のマニュアル化を進めるなど、効率的に業務を遂行できるよう工夫する。

2 年次休暇取得の促進

目標

令和7年度末までに、職員一人あたりの年次休暇取得日数を付与日数の80%以上にする。

【令和元年度実績59%】

〈取組内容〉

- ・業務を年間で管理し、計画的に年次休暇を取得できるような職場環境を整備する。
- ・取得日数が少ない職員には、各課長が積極的に休暇の取得を促す。
- ・年末年始休暇やゴールデンウィーク、週休日などに合わせた休暇の取得勧奨を行う。
- ・家族の誕生日や記念日、子どもの学校行事等への参加など、家族と過ごすための休暇の取得勧奨を行う。

3 男性の配偶者出産休暇等の取得促進

目標

令和7年度末までに、男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率を100%にする。

【令和元年度実績0%】

〈取組内容〉

- ・妻が出産を控えている男性職員に対して、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等）の取得勧奨を行う。
- ・課長は、担当内で仕事の調整を指示するなど、対象職員が休暇を取得できるよう配慮する。